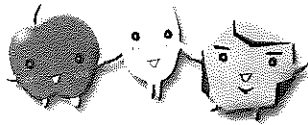


りんごちゃん おこめくん
かいたんくん



ほうしん通信



発行所 / 公益社団法人

滝川地方法人会

〒073-0022 滝川市大町1丁目8番1号 滝川産経会館3F

TEL (0125)23-6333 FAX (0125)74-6020

メールアドレス bz004103@bz03.plala.or.jp

ホームページアドレス

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/takikawa/>



第70号 令和6年7月15日発行

◆滝川支部 滝川市大町
TEL (0125)23-6333

◆芦別支部 芦別市南1条
TEL (0124)22-3444

◆赤平支部 赤平市泉町
TEL (0125)32-2246

◆砂川支部 砂川市西4条
TEL (0125)52-4294

◆歌志内支部 歌志内市本町
TEL (0125)42-2495

◆奈井江支部 奈井江町本町
TEL (0125)65-2151

◆上砂川支部 上砂川町中央
TEL (0125)62-2410

◆新十津川支部 新十津川町字中央
TEL (0125)76-2571

◆江部乙支部 滝川市江部乙町
TEL (0125)75-2529



少年サッカー大会
税金クイズ

滝川地方法人会青年部会の取り組み事業の一環として「少年サッカー大会・税金クイズ」を行なっています。今年度は、管内の5チーム67人が参加し、新十津川ふるさと公園サッカー場で開催しました。

【目次】

- 「第12回定時総会」..... 2
- 「講演会」 「貢献者への感謝状贈呈」..... 3
- 「令和7年度税制改正に関する提言」..... 4
- 「租税教育・貢献事業」..... 5
- 「ゴルファーの義務と責任 ～ 弁護士 丸山 健」..... 6
- 「ほくもん法人会メンバーズローン」 「滝川税務署からのお知らせ」..... 7
- 「滝川税務署人事異動・税務講座の案内」..... 8
- 「令和6年1月1日からの生前贈与等の改正がされました ～ 北海道税理士会滝川支部 支部長 武石 和昌」..... 9
- 「会員企業等広告」..... 10～12

第12回定時総会を開催

～ 7項目の重点施策を決定 ～

公益社団法人滝川地方法人会第12回定時総会を6月4日にホテル三浦華園において、会員総数824社のうち389名(委任状の出席者含む)が出席して開催しました。

総会では、来賓を代表して滝川税務署長桑村一徳様からご祝辞をいただいたほか、保険各社の幹部の方々のご臨席を賜りました。

令和6年度事業計画及び予算・決算

令和6年度事業計画では、公益社団法人として移行後12年目となることから、組織・財政基盤の充実はもとより、不特定多数の利益の実現を核とした事業の積極的推進を図り、地域社会の健全な発展に資するため、「税に関する事業の充実」、「納税意識の高揚策」、「税制改正に関する提言活動」など7項目の重点施策を決定しました。

令和6年度予算は、収益では前年度より増額となる総額17,107千円(対前年比474千円の増額)となり、費用では全体的に縮減を図りながら、事業計画に沿った事業を進めることとし、対前年比435千円の増額となる総額18,536千円となりました。

また、令和5年度収支決算について承認されました。



芳賀会長あいさつ

女性部会定時総会

滝川地方法人会女性部会(部会長:佐々木和代)の定時総会も同日開催し、令和5年度事業報告と令和6年度事業計画並びに収支予算を報告しました。また、令和5年度決算が承認されました。

令和6年度の事業計画では、女性部会の積極的なPRと部会員の拡充を図るとともに、研修会・租税教育事業及び地域貢献事業を積極的に実施することを基本方針とし、その達成のため、「税知識の普及を目的とする事業」など5項目の事業を重点に推進することを決定しました。



青年部会定時総会

滝川地方法人会青年部会(部会長:坂田啓一郎)の定時総会も同日開催し、令和5年度事業報告と令和6年度事業計画並びに収支予算を報告しました。また、令和5年度決算について承認されました。

令和6年度の事業計画では、青年部会の積極的なPRと自己研鑽を図ることに主眼を置き、若い英知と創造によって有意義な部会活動を実施することを基本方針とし、その達成のため、「納税意識の高揚を目的とする事業」など5項目の事業を重点に推進することを決定しました。



講演会開催

講師に札幌国税局 松本 健氏

定時総会終了後、引き続き講演会を開催しました。

「日本酒について」と題して、札幌国税局課税部鑑定官室長の松本健様からご講演をいただきました。松本鑑定官室長は、令和3年7月に福岡国税局から札幌国税局に着任されました。

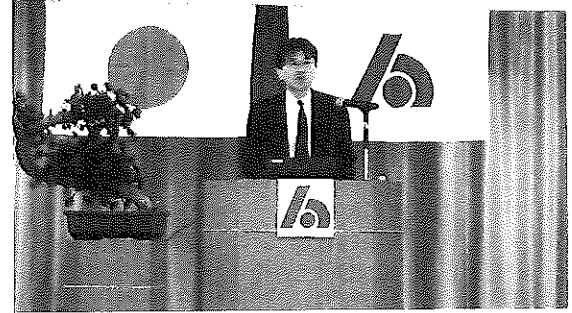
埼玉県の出身で、お酒のスペシャリストとして、国税庁、東京国税局や熊本国税局などで鑑定業務を歴任され、現在は鑑定官室長として、酒類製造者からの技術相談や鑑評会、研究会の開催など製造技術基盤の強化に取り組み、さらに先端技術の普及など技術支援を行なっています。

講演会では、北海道の日本酒、酒米について、そして、お酒の味わいとして、清酒と料理の相性や甘口・辛口のことなどについて詳しく解説していただきました。

当日は、女性部会及び青年部会の皆さんのほか、一般住民を含め130人余りが聴講されましたが、皆さん熱心に聞き入っていました。

今後とも多方面の講師をお迎えし、研修事業の充実に努めてまいります。

公益社団法人 滝川地方法人会 第12回 定時総会



松本健氏講演会

法人会貢献者へ感謝状贈呈

法人会活動に貢献された方々に感謝状が贈呈されました。

なお、全法連表彰、道法連表彰は道法連の通常総会で表彰されました。

公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰

古 屋 吉 和 様 (奈井江支部)
鈴 木 雅 貴 様 (江部乙支部)
早 坂 喜 幸 様 (赤平支部)

一般社団法人 北海道法人会連合会会長表彰

嶋 大 輔 様 (芦別支部)
神 部 俊 克 様 (滝川支部)
佐 伯 充 様 (砂川支部)



公益社団法人 滝川地方法人会会長表彰

嶋 大 輔 様 (芦別支部)
神 部 俊 克 様 (滝川支部)
佐 伯 充 様 (砂川支部)

快適住環境のトータルサービス

リフォームドア・サッシ・網戸
ガラス修繕・玄関風除室工事他

株式会社 **かねだサッシ**

〒073-0152 砂川市東2条北7丁目1-4
TEL (0125) 54-3577
FAX (0125) 52-5766

ふれあいを大切にする

北門信用金庫

理事長 大矢 美智幸

〒073-8688 滝川市栄町3丁目3番4号 ☎0125-22-1111
ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

滝川地方法人会は、中小企業の租税負担の軽減と簡素で適正・公正な課税、税制に関する提言を行っています。この提言は、北海道法人会連合会でまとめられ、全国法人会総連合会で決定されます。

その後、各法人会では国会議員、市町村長及び市町村議会議員に要望・陳情を行っています。滝川地方法人会では、令和7年度の税制改正に向け、次の7項目について提言を行います。

1. 消費税について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であることから本質的に導入されるべきではなく、初期の導入目的の達成状況と併せて問題があれば単一税率に戻すことを求める。

また、令和5年10月より導入された適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食、小売事業者ほど煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられ、導入後の事務負担や特例措置の適用状況等を把握しながら、中小企業への影響等を踏まえ、弾力的な対応を求める。

2. 事業承継税制について

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置（令和9年12月末まで）として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われたが、与党税制改正大綱では適用期限の延長は行わないとされた。「特例承継計画」の提出期限は令和8年3月末まで2年延長されたが、提出件数等を踏まえながら、納税猶予制度の充実を求める。

また、円滑な事業承継を図るため、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

3. 外形標準課税について

平成26年6月に示された経済財政運営の「骨太の方針」において、地方税も含めた法人実効税率を引き下げる目標と、その財源対策として政府税調が示した法人税の改革案に、資本金1億円以下の中小企業にも「外形標準課税」を導入することが盛り込まれた。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与えるものである。

現在は、大企業への外形標準課税割合を引き上げるなど、中小企業への課税は行われていないが、今後においても中小企業への導入は避けるべきである。

4. 少額減価償却資産の特例の拡充・恒久化について

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、法人税の申告書等をe-Taxで提出しなければならない法人（農業協同組合等）のうち、常時使用する従業員が300人を超

える法人を対象法人から除外した上で、その適用期間が令和6年度の税制改正において2年間延長（令和7年度末）されたところであるが、特例の適用期間を設けず恒久化するとともに、資産の取得価額（中小企業の場合：現行30万円未満）の引き上げと、事業年度における取得価額の合計額（中小企業の場合：現行300万円未満）の上限の撤廃を求める。

5. 中小法人の軽減税率制度の特例について

令和5年度の税制改正において、中小企業等の法人税率について、所得金額のうち800万円以下の部分に適用する軽減税率（15%）が2年間延長（令和6年度末）されたが、このような時限的な措置ではなく本則を改正するとともに、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600万円への大幅な引き上げを求める。

また、税制改正大綱では、防衛力強化に係る財源確保のため法人税の増額、そして与党税制改正大綱では、減税措置の実効性を高める観点から法人税率の引き上げも視野に入れた検討が必要としていることから、その影響等を踏まえた法人税のあり方についての検討を求める。

6. 中小企業の設備投資関連税制について

令和5年度の税制改正において、中小企業に前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の減免制度が創設された。

市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税の課税標準が3年間1/2に軽減される特例措置だが、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処し、令和6年度末までとなっている適用期限の延長を求める。

7. マイナンバー制度について

マイナンバーカードの普及率は80%近くに達したが、積極的に活用されているとは言い難い。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を得ながら推進するよう求める。

特定建設業

プロパンガス、灯油、砕石販売
自動車板金・整備

株式会社 植田組

代表取締役 植田 義人

芦別市上芦別町215番地137
TEL(代表) 0124-22-8834



株式会社 中山組

代表取締役社長 中山 茂

本店 073-8501 滝川市明神町4丁目1番17号

TEL 0125-22-1212 FAX 0125-22-1219

本社 065-8610 札幌市東区北19条東1丁目1番1号

TEL 011-741-7111 FAX 011-742-1781

支店 東京 営業所 千葉・函館・旭川・道東(釧路)・帯広・室蘭・紋別

租税教育・貢献事業

女性部会及び青年部会では、令和6年度事業計画に基づき下記の事業に取り組みます。

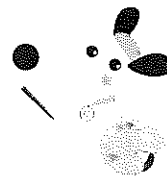
◎税に関する絵はがきコンクール

女性部会

租税教育の取り組みとして、小学4年生～6年生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクールを実施します。入賞者には素敵な景品を用意していますので、多くの作品をお待ちしております。

なお、最優秀作品(1点)は北海道法人会のコンクールへ出品します。

- ◆最優秀賞・滝川税務署長賞・法人会会長賞・女性部会長賞ほか各賞
- ◆応募者全員に参加賞を贈呈
- 募集締切 8月27日(火)
- お問合せ 滝川地方法人会女性部会(☎0125-23-6333)



◎少年サッカー大会・税金クイズ

青年部会

滝川地方法人会青年部会杯少年サッカー大会・税金クイズを実施しました。

この事業は、滝川税務署管内のサッカー少年たちへ、税金の仕組みや納税義務等のPRを兼ね、健全な心身の育成と技術・体力の向上を図り、望ましい社会性を養うことを目的に開催しています。

- 開催日 6月16日(日) 5チーム67名参加
- 大会結果 優勝～滝川明苑JFC 準優勝～FC-NAIESUNAGAWA U-12
- 開催場所 新十津川町ふるさと公園サッカー場



◎いちごプロジェクト節電啓発活動

女性部会

今年も家庭や職場で「無理なく・無駄なく・快適に」を合言葉に、節電のPR活動に取り組みます。省エネ・節電メニューをチェックし、みんなで節電アクションに取り組みましょう!

限られたエネルギーの有効活用のため、皆様のご協力をお願いします。
※「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。

節電にご協力ください



◎租税教室・ミニバスケットボール大会

青年部会

青年部会では、未来を担う子供たちの体力向上を図るとともに、租税教育事業の一環として租税教室・ミニバスケットボール大会を実地しています。

どなたでも見学自由ですので、是非会場までお越しください。

- 開催日 8月31日(土)・9月1日(日) (法人会のホームページでご案内します。)
- 開催場所 新十津川町スポーツセンター

木製建具・製作家具
新築木造住宅・住宅リフォーム

三共建具工業株式会社

〒073-0141

砂川市西1条南5丁目1番10号
TEL 0125-52-3019
FAX 0125-52-3331
<http://sankyo-door.com/>

滝川ガスは地域と共に歩み
市民生活の向上に貢献してまいります

 **滝川ガス株式会社**

滝川市新町3丁目11番5号
TEL 0125-23-3510

1 スポーツによつて事故が発生した場合には、加害者は被害者に対して不法行為に基づく損害賠償責任(民法709条)を負うことになり、さらに、過失の程度が重大な場合には、(業務上)過失致死傷罪という刑事事件として立件されることもあり得る。本稿では、競技人口の多いゴルフでの事故について検討するが、ゴルフに特有でしかも多く発生する事故態様は、OBや打ち込みによる打撃の事案である。

2 OBによる隣接ホールへの打ち込み事故については、①ゴルフではOBが避けられないこと、②OBが事故に繋がるのはコース設計自体に問題がある場合が多いこと、の2点について検討する必要がある。まず、①については、ゴルフにOBはつきものであり、プロでも避けることができない以上、OBを打たないようシヨットすべき注意義務がプレーヤーに課せられることはない(もしこのよう注意義務が認められるとすれば誰もゴルフができなくなり、ゴルフ自体がスポーツ競技として成り立たない)。

そうすると、ゴルフのOB事故については②が強調され、ゴルフ場の経営者が第一次的に責任を負うべきであるとの考え方が成り立つのであり、裁判例においても、ゴルフ場経営者について、コースレイアウトの変更、防護ネットの設置などの事故防止措置をとらなかつたことにつき、民法717条の責任(土地工作物責任)を認めるケースが多い。ただし、OBを打つたプ

ゴルフアーの義務と責任

弁護士

丸山 健

レーヤーの責任はすべて否定されるといふわけではなく、隣接ホールとの位置関係やプレーヤーの状況、ホール間の樹木の数や高さなどの具体的状況により、もしOBを打てば隣接ホールに打ち込み、プレーヤーに当たることが予見(予想)できる場合には、シヨットを控えるなり適切なクラブ選択を行う義務が課せられ、これに違反したプレーヤーの責任を認め

るといふのが裁判例の傾向である。
3 先行者に対する打ち込み事故について、ゴルフの後行プレーヤーは、先行プレーヤーに対する打ち込みなど先行者に対する危険を及ぼすことのないように配慮すべき注意義務を負っている。したがって、打ち込み事故は、打ち込んだ後行者が全面的に責任を負うといふのが一般的見解である。ただし、後行者が、

自分の打球の届く範囲に先行者がいないことを確認し、またはキャディーが安全を確認してくれたにもかかわらず、先行者が危険な範囲に戻ってきたという場合には、後行者の注意義務違反は否定される可能性が高いと考えられる。
次に、打球が思った以上に飛んで打ち込み事故が発生した場合かどうか。この場合には、そのプレー

ヤーの技量や普段の飛距離を基準として、それが通常予想し得る距離であつたかどうかが問題となる。そして、普段の飛距離が基準となるといっても、飛距離には個人差がある上に、技量が低い者ほど時に意外な飛距離が出る場合があることから、プレーヤーとしては、初心者であればあるほど自分の打球の届く範囲を大きく見積もつてシヨットすることが必要である。

4 スポーツ一般に言えることではあるが、スポーツには事故がつきものである、それを防ぐには技術やマナーの向上、施設の安全管理が必要であり、また、不幸にして事故が発生した場合に備えた保険制度の充実も図られる必要がある。保険には是非とも加入しておくべきである。

略歴

昭和30年 新十津川生まれ滝川高校、東大法学部を卒業
現在 弁護士のかたわら人権擁護委員、日独法律実務家連絡会会員など
FMラジオG'Sky(77.9MHz)で毎週木曜午前10時(日曜午前10時再放送)「ニュースインサイドアップ」のコーナー担当

北海道名物

松 松尾ジンギスカン

www.matsuo1956.jp

本社

北海道滝川市流通団地1丁目6番12号
総務部 TEL:(0125)23-1919
製造販売部 TEL:(0125)23-2989

本店

北海道滝川市明神町3丁目5番12号
TEL:(0125)22-2989

お取り寄せは
こちらから

松尾ジンギスカン 公式通販

検索

特定建設業

協立土建株式会社

代表取締役 船 奥 保

〒079-0463 滝川市江部乙町東13丁目1294番9
TEL(0125)75-5522/FAX(0125)75-5051

ほくもん法人会メンバーズローン

北門信用金庫様のご協力により、法人会会員専用の事業者向けローンを開設しました。
中空知地域の経済活性化と事業者支援を目的とした優遇金利のローンです。
北門信用金庫の本・支店の窓口で、お気軽にご相談ください。

滝川地方法人会会員の皆さま専用の事業者向けローン

ほくもん法人会 メンバーズローン

中空知地区の地域経済活性化、事業者様の支援を目的に公益社団法人滝川地方法人会様と提携し、同ローンの取扱いを開始いたしました。お気軽にご相談ください。

取扱期間 **令和6年9月30日(月)**



<https://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

詳しくはこちらから▶



滝川税務署からのお知らせ

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない「キャッシュレス納付」が大変便利です。

ダイレクト納付

こちらは方にオススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻りに納付手続をされている方

さらに詳しい情報はこちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

●納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

●事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面により「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を提出してください。



空知単板工業株式会社

代表取締役社長 松尾 諭

■本社

〒079-1286 北海道赤平市平岸西町6丁目12番6
TEL 0125-38-8001 FAX 0125-38-8038

■砂川工場

〒073-0157 北海道砂川市三砂町1番地
TEL 0125-54-4330 FAX 0125-54-4332

HP <https://sv-wood.com>

(関連子会社)株式会社空知ウッドテープ
Sorachi America, LLC

当社は、新たにオリジナルブランド
MOC(Made in Sorachi)を起ち上げました



Instagram



ECサイト

自然に笑顔に 自然と笑顔に

お知らせ

滝川税務署人事異動

7月10日付けで次のとおり異動の発令がありました。

(敬称省略)

役職	転出される方		転入される方	
署長	桑村 一徳	《転出先》 札幌国税局 調査査察部 査察管理課 課長	村田 昌人	《前職》 東京国税局 調査第四部 調査第46部門 統括国税調査官
法人課税部門 統括国税調査官	片岡 淳	札幌南税務署 法人課税第5部門 統括国税調査官	東 伸一	北見税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官
法人課税部門 上席国税調査官	東 大輔	札幌中税務署 法人課税部門	田川 直宏	岩見沢税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官

税務講座を開講します

第30回税務講座を開催します。

この講座は、滝川税務署のご協力をいただき、会員企業の役員及び社員の方々の研修として、本年度は次のとおり開催しますので、多くの皆様の受講をお待ちしております。

なお、講義内容が変更になる場合はホームページ等でお知らせいたします。

日時	講義内容	講師	受講料	会場
(第1日目) 10月2日(水) 13:30~16:00	①所得税等について ②源泉所得税について	滝川税務署担当官	500円	滝川産経会館 1階大会議室
(第2日目) 10月9日(水) 13:30~16:00	①税制改正について ②決算及び申告の実務について		500円	
(第3日目) 11月20日(水) ①10:00~11:30 ②13:00~14:30	①年末調整について (※午前・午後 2回開催)		無料	

厳しい時こそ法人会へ!!

法人会は、税に関する活動で企業や社会に貢献します!

今こそ法人会に加入し多くの会員との情報共有し厳しい状況を乗り切ませんか。法人会事務局への連絡をお待ちしています。

経営に差がつく! 税の知識が身につく! 人脈がひろがる!

〈連絡先〉公益社団法人 滝川地方法人会 (滝川市大町1丁目8-1 ☎0125-23-6333)



豊かな暮らしのお手伝い
第一興産株式会社

代表取締役 芦崎 利弘

滝川市朝日町東2丁目2番5号 Tel. 0125-22-2196

ホームページもご覧下さい <https://daiichi-kousan.jp/>

- 滝川支店 滝川市朝日町東2丁目2番5号 Tel. 0125-22-2196
- 滝川西町給油所 滝川市西町3丁目1番1号 Tel. 0125-24-6906
- 水道設備課 滝川市西町3丁目1番39号 Tel. 0125-22-1435

北国の暮らし
応援します



株式会社 **サンコー**

本社 砂川市西2条北5丁目1-3
☎(0125)52-4096

砂川営業所 砂川市東1条北5丁目1-1
☎(0125)52-3241

上砂川営業所 上砂川町中央北1条2丁目
☎(0125)62-2008

芦別営業所 芦別市北1条西2丁目1-3
☎(0124)22-3287



... **TOUYU**



令和6年1月1日からの 生前贈与等の改正がされました

(詳細については税理士へ)

北海道税理士会滝川支部 支部長 武石和昌

1、贈与税及び相続税の取扱いの一部改正内容(大綱)

※下線部分改正事項

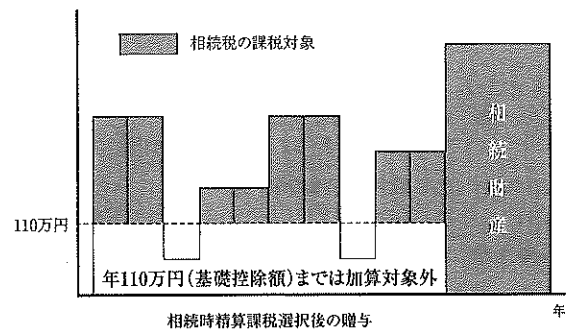
(1) 相続時精算課税

① 贈与税

特定贈与者ごとに、贈与により取得した財産の合計額から特別控除(最高2,500万円)を控除した残額に20%の税率を適用して贈与税額を算出します。

※1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額110万円を控除し、特別控除(最高2,500万円)を控除した残額に20%の税率を適用して贈与税額を算出します。

相続時精算課税価額



② 相続税

特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額をその特定贈与者の相続財産に加算します。

※基礎控除額を控除した残額を相続財産に加算します。

(2) 暦年課税

① 贈与税

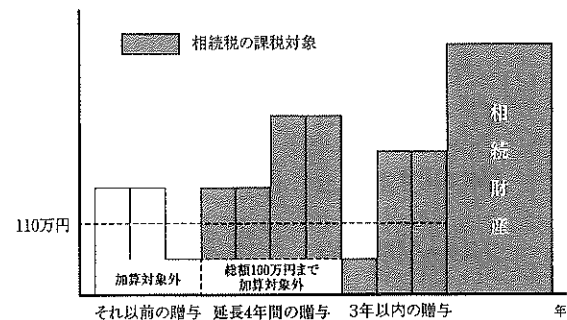
1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額110万円を控除した金額に一定税率(累進税率)を適用して贈与税額を算出します。

② 相続税

相続開始3年以内に被相続人から取得した贈与財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。

※相続開始前7年以内の贈与により取得した財産が加算対象(経過措置)となります。延長された4年間に贈与により取得した財産については総額100万円までは加算されません。

暦年課税価額



私たちは、地域の“あずましい”

環境づくりに貢献します



嶋産業株式会社
SHIMA SANGYO

本社 〒075-0006 北海道芦別市北6条西2丁目8-14



特定建設業



株式会社 遠藤組

代表取締役会長 遠藤 ユリ

代表取締役社長 那須 和人



ISO 9001

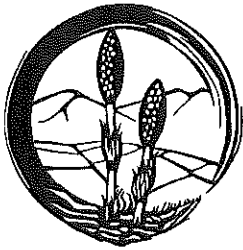


MS CM018

樺戸郡新十津川町字中央39番地38

TEL (0125)76-2010

FAX (0125)76-3968



土 筆 土筆の郷

- ◎居宅介護支援 ◎訪問介護
- ◎デイサービス ◎グループホーム
- ◎小規模多機能型居宅介護
- ◎サービス付き高齢者向け住宅
- ◎シニアシェアハウス

一人ひとりの
笑顔のために

代表取締役 佐々木 和代
滝川市東町4丁目2番11号
TEL 0125-26-0294 FAX 0125-26-0200

ホームページ <https://www.tukushi-t.jp>

家屋等の解体工事は
お気軽にご相談下さい
特定建設業

株式会社 ハタダ

代表取締役 芳賀 美津男

滝川市流通団地 1-4-6

TEL (0125) 22-4439

FAX (0125) 22-5853

E-mail: hatadam@wine.ocn.ne.jp

H P : <https://www.k-hatada.co.jp>



滝澤ベニヤ株式会社

代表取締役 滝澤 貴弘

- 本 社 芦別市野花南町1000番地
TEL(0124)27-3111 FAX(0124)27-3113
- 旭 川 工 場 上川郡東川町北町9丁目2-9
TEL(0166)82-2271 FAX(0166)82-4684
- 富良野工場 富良野市西扇山2
TEL(0167)22-3267 FAX(0167)22-5770
- 札幌営業所 札幌市豊平区平岸3条7丁目1-27 平岸スクエアビル4F
TEL・FAX(011)887-0145
- E-mail: t-veneer@poem.ocn.ne.jp

— 100年を超えて感謝を未来へつなぐ —



株式会社 田端本堂カンパニー

代表取締役社長 田 端 千 裕

- 本店 滝川市東町1丁目38番地16
電話 (0125)22-4177 FAX (0125)22-1500
- 本社 三笠市岡山359番地1
電話 (01267)2-7300 FAX (01267)2-5858
- 支店: 札幌 / 営業所: 函館

<https://www.tabataweb.jp>

医療法人 仁恵会 中野記念病院

理事長 紺野 雅人
院長

グループホーム 「あさひ」

グループホーム 「きらぼし」

グループホーム 「あおぞら」

芦別市旭町48番地 TEL(0124)22-2196
FAX(0124)22-3370

普通・準中型・中型・大型・普通三輪・大型三輪・普通三種



岩別・赤平・新十津川方面送迎バス運行中

本年も安全なカーライフ全力でバックアップします!

SDS 空知自動車学校

滝川市新町4丁目4番30号 TEL (0125) 23-1101

滝川税務署からのお知らせ

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からも
e-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい手続きはこちらから▶



読み取れない場合はこちらから▼

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

古屋工業株式会社

代表取締役 古屋 吉和

〒079-0314
空知郡奈井江町字茶志内1779番地
TEL(0125)65-2616
FAX(0125)65-2629

心のもった家づくり



日新建設株式会社

代表取締役

宗方 裕之

〒079-1371 北海道芦別市上芦別町525-7
Tel: 0124-22-8855 Fax: 0124-22-2555
E-mail: bigboss @ zpost. plala. or. jp

家具・カーテン・内装工事一式

(有)兼弘 永森家具店

〔ご用命は〕

〒073-0141 砂川市西1条南3丁目
TEL (0125) 52-2309
FAX (0125) 74-6002

総合環境衛生管理業
建物解体業務

環境サービス株式会社

代表取締役 中谷 数正

本社 砂川市西2条北4丁目1番20号
TEL 0125-52-2739
リサイクルセンター 砂川市焼山702番地
TEL 0125-52-6902

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、
保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時に
ご契約したスーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...



保障はそのまま

集団扱への変更は
早い方がお得!

年間では3,600円もお得!

2024年1月現在

お手続きは簡単です!

- (※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。
- (※2)くすでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約
- (※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください!

Aflac アフラック 旭川支社

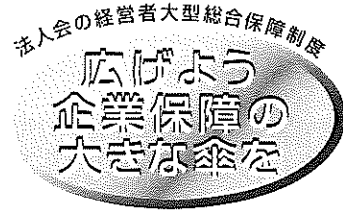
法人会用フリーダイヤル
0120-876-505

法人会会員のみなさまに

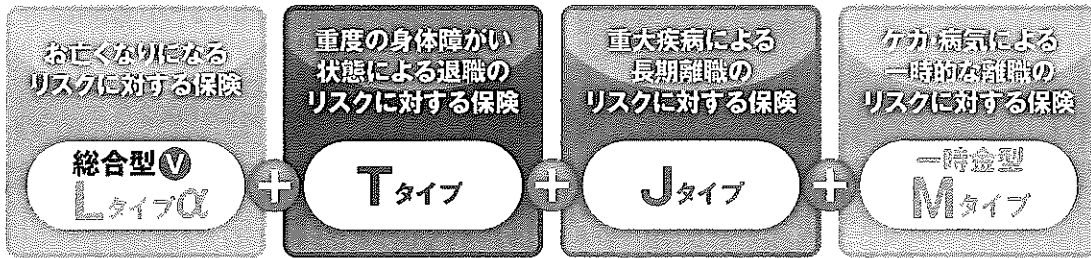
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 V Lタイプ α を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 V Lタイプ α ：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

一時金型 Mタイプ：大同生命の無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIIDO 大同生命保険株式会社

北海道支社 旭川営業所 /
北海道旭川市四条通 10 丁目左 7 号
TEL 0166-23-1241

AIG AIG損害保険株式会社

旭川支店 /
北海道旭川市四条通 12 丁目左 10 号
TEL 0166-26-0201

F-2023-0005(2023年5月16日)
23-073010 2023-05